



# 第6章

## 推進体制



第6章では、本計画の策定後の推進体制について掲載しています。

## 6-1 計画の推進に向けて

### (1) 推進体制及び進行管理

計画の推進にあたっては、庁内関係各課や関係する行政機関と連携を図りながら、全庁的な体制の下に計画の推進を図ります。

また、法律等に基づく制度や事業その他の広域的な対応を必要とする事柄について、関係機関との連携を深め、必要に応じて協力の要請を行い、計画の推進を図ります。

#### ① 点検・評価

個別事業に係る実績の推移や施策に関する調査などにより、計画の進捗状況を継続的に点検・評価し、その進行管理を行います。

#### ② 報告・公表

計画の進捗状況については、「深谷市子ども・子育て会議」に報告して意見を求めるとともに、本市のホームページにより公表します。

#### ③ 計画の見直し

計画期間中においても、子育て家庭のニーズや社会状況の変化、国・埼玉県の子ども・子育て支援施策の動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。